

## 西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

西予市告示第81号

(目的)

第1条 この告示は、西予市産材利用促進事業実施要領(令和5年西予市告示第80号)に基づき、市民が行う西予市産材利用促進事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で西予市産材利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 西予市産材利用建築物
- (2) 西予市内に事務所を有する施工業者により建築される又はされた建築物

(事業主体)

第3条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 西予市内に対象建築物を建築する者及び自治会
- (2) 西予市内に建築された対象建築物を購入する者
- (3) 西予市内に事務所を設置する事業者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、使用された西予市産材の体積(立方メートル単位)に12,000円(以下「補助単価」という。)を乗じた金額(1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。)とする。ただし、500,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業主体は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、西予市産材利用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、所定の検査を行い、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付決定及び額の確定を行い、事業主体にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、西予市産材利用促進事業費補助金請求書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 この告示により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和6年西予市告示第73号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年度西予市産材利用促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

西予市長

様

住 所

ふり がな  
氏 名

電話番号 ( ) -

年度において、西予市産材利用促進事業を下記のとおり実施したので、西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱第 5 条により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 西予市産材利用促進事業完了届(要領様式第 8 号)
- 2 西予市産材利用促進事業費補助金計算書

西予市産材使用量(m <sup>3</sup> )	補助単価(円/m <sup>3</sup> )	補 助 金(円)
	12,000	

(注)補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

年度西予市産材利用促進事業費補助金請求書

年 月 日

西予市長

様

住 所

ふり がな  
氏 名

電話番号( ) -

年 月 日付け西予市指令林第 号で、補助金交付決定及びの額の確定通知があった 年度西予市産材利用促進事業費補助金について、西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ 円也

2 振 込 先

金融機関名

農 協  
銀 行  
信用金庫

支店

支所

口座の種類

普 通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ

口座名義人